

民事判例研究

東北大学民法研究会

個別信用購入あっせんにおける名義貸しと割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」

平成 29 年 2 月 21 日第三小法廷判決（平成 27 年（受）第 659 号：立替金等請
求本訴，不当利得返還請求反訴事件）民集 71 卷
2 号 99 頁

【事実】

平成 20 年 11 月から平成 23 年 11 月にかけて、Y ら（被告・被控訴人・上诉人，全 34 名）は、あっせん業者 X（原告・控訴人・被上诉人）の加盟店であった販売業者 A のとの間で、宝飾品等の売買契約（本件各売買契約は、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」という）2 条 1 項規定の訪問販売に係る契約に該当するものであった）を締結したとして、X との間で各立替払契約を締結した。しかし、当該立替払契約は、A が運転資金を得ることを目的とした名義貸しによるものであり、Y らは A に名義を貸すことにつき承諾していた。A は、立替払契約の締結について勧誘をするに際し、Y らに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。」などと告げていた（以下、これを「本件不実告知」という）。本件各立替払契約に基づく X への支払は、平成 23 年 10 月分までは、Y らの口座を介して A により行われていたが、その後 A が営業停止・破産したため滞るに至った。本件本訴は、X が、Y らに対し、本件各立替払契約に基づく未払金の支払等を求めるものである（本件反訴については省略する）。本件各立替払契約のうち、平成 20 年に改正された割賦販売法の施行日（平成 21 年 12 月 1 日）以降に締結された改正後契約については、同法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号による立替払契約の取消しの可否が、改正前契約については、売買契約が民法 93 条ただし書（平成 29 年改正後民法 93 条 1 項ただし書）または民法 94 条 1 項により無効であるなどとして、旧割賦販売法 30 条の 4 第 1 項による X に対する抗弁対抗の可否などが争われた。

第一審（旭川地判平成26年3月28日）は、改正後契約に関しては、割賦販売法35条の3の13第1項6号には、契約締結に関する動機も含まれ、「支払負担を不要とする旨の説明」は、同号の不実告知の対象となしとした上で、Yらによる取消権の行使は信義則に反しないとした。改正前契約に関しても、本件売買契約は虚偽表示により無効であり、Yらの抗弁の主張は信義則にも反しないとした。これに対し、Xが控訴した。

原審（札幌高判平成26年12月18日民集71巻2号178頁）は、次のような理由からXの請求を認容した。(1)(ア)改正後契約に関して、割賦販売法35条の3の13第1項6号には、契約締結の動機も含まれるが、(イ)Yらが立替払契約を締結した主たる動機は、Aの支払金補填約束にあるところ、契約締結時に、Aには支払意思が全くなかったということではできないことからAが告げた内容に虚偽はなく、したがって不実告知はなかった。また、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、売買契約や商品の引渡しが生ずるとするAの告知事項は、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものには当たらない。(2)改正前契約に関して、Yらは、Xからの確認の電話に対して、契約締結の意思があることおよび商品を受け取っていることを回答していることから、購入者の背信行為により改正前契約が締結されたといえること、(1)(イ)のとおり、改正後契約の不実告知による取消権は認められないこと、名義貸しが一般常識に照らして不正な取引であることについて、Yらは改正前契約締結当時認識し、または認識することができたことから、Yらが改正前契約に係る売買契約の無効をもってXに対抗することは、信義則に反し許されない。これに対し、Yらが上告した。

【判旨】破棄差戻し

本判決の法廷意見は、上記原審の(1)(ア)の判断は是認することができるが、(1)(イ)の判断およびこれを前提とした(2)の判断は、以下の理由により是認することができないとした。

「改正法により新設された割賦販売法35条の3の13第1項6号は、あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣

旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせんについては、消費者法4条および5条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘するに際し、契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたかどうか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。」

「そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということとはできないから、割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。」

以上から本判決は、「本件販売業者は、改正後契約の契約について勧誘をするに際し、改正後契約に係るYらに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、『支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。』などと告げているところ、その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても本件販売業者において確実に改正後顧客に係るYらのXに対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及び契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものといえることができる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるも

のといふべきであ」として、原判決を破棄し、改正後契約についてはYらの誤認の有無、改正前契約については「Yら名義貸しに応じた動機やその経緯を前提にしてもなお、Yらの抗弁の対抗が信義則に反するか等につき審理させるため、本件を原審に差戻した。

なお、本判決には、山崎敏充裁判官の反対意見が付されている（後に適宜触れる）。

【評釈】

1. 本判決の意義

本判決⁽¹⁾は、本件不実告知の内容が、割賦販売法35条の3の13第1項6号（以下、「本号」という）の適用要件である「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」（以下、「重要事項」という）に当たるかという点（以下、「本件審理事項」という）が争われた事例判決である。本判決の意義は、本件審理事項の判断に際して、本号規定の制度趣旨や割賦法上における名義貸人の保護可能について言及した上で、個別信用購入あっせんにおける名義貸人の立替払契約上の責任を免れさせる解釈方針を提示した点にある。なお、紙幅の都合上、本評釈では本号の取消制度の問題のみを検討対象とする。

2. 本判決の前提：関連裁判例と取消制度について

(1) 名義貸人の契約上の責任

名義貸人の責任に関する議論は多く存在する⁽²⁾。その1つとして、名義貸人が販売契約上生じている事由をもって抗弁の主張（旧割賦法30条の4）をし、あっせん業者の未払金支払請求に対抗することの信義則違反性という問題がある。本判決はこの問題にかかわると考えられることから、これに重点を置いて検討を進めたい。同問題に関する裁判例は、大きく2つに分類できる。

-
- (1) 本判決の評釈・解説として、千葉恵美子・金法2066号38頁、平田元秀・消法112号135頁（以上、2017年）、大森直哉・ジュリ1516号79頁、丸山絵美子・リマークス56号38頁、新堂明子・ジュリ1518号67頁、堤健智・都法59巻1号289頁、小林友則・銀法832号10頁、栗原由紀子・青森法政論叢19号95頁、滝沢昌彦・新判例Watch23号111頁、後藤巻則・判評713号160頁（以上、2018年）などがある。
- (2) 問題となる論点が事例ごとに異なるためか、名義貸人の責任の問題に関しては、特に下級審裁判例の判例評釈などにおいて、多く議論が積み重ねられている。

(a) 信義則違反該当例

名義貸人の抗弁の主張は信義則に違反し認められないとした裁判例には、①福岡高判平成元年12月25日NBL489号54頁（後掲⑤の控訴判決にあたる）、②東京地判平成5年11月26日判時1495号104頁、③静岡地判平成11年12月24日金法1579号59頁、④東京地判平成6年1月31日判タ851号257頁がある。これら裁判例は、名義貸人を販売業者の不正行為に協力した者として評価する。具体的にみれば、①③は、名義貸人は販売業者と販売契約（売買契約）を仮装して、あつせん業者に立替契約の申込みを承諾させたことから抗弁主張の背信性を認めたものといえる。また、②④は友人からの依頼による名義貸人の事案であるが、②はその理由を明確に示してはいないものの、④は名義貸人が名義貸依頼者である友人の企図に協力したとされる背信的事情があったとした。名義貸依頼者が友人や知人の場合には、名義貸人の抗弁主張を制限してあつせん業者の未払金支払請求を認める傾向にあることが指摘されることがある⁽³⁾。その理由としては、友人や知人による名義貸しの場合には、名義貸人と依頼者の間に協力関係が存在すると評価され易いため、名義貸人に背信性があると判断されると思われる。これらの裁判例からは、名義貸人が販売業者の「協力者」として評価される場合には、名義貸人には背信性有りとなされ、抗弁主張が信義則により制限されるという結論が導出される。「協力者」であるとの評価は、名義貸しの依頼人と名義貸人の人的関係から行われると推測され、特に友人等といった場合にはそのような評価が受け易いことが窺われるが、販売業者と名義貸人の場合は（次に見る裁判例にあるように）協力関係にあるといった評価が下されることは多くはない。

(b) 信義則違反制限例

名義貸人の抗弁主張の信義則違反性を制限的に解し、その主張を認めた裁判例には、⑤長崎地判平成元年6月30日判時1325号128頁、⑥釧路簡判平成12年3月23日消法43号82頁、⑦福岡高判平成16年7月6日消法62号173頁、⑧福岡地判平成20年9月19日消法79号324頁がある⁽⁴⁾。これら裁判例は、名義貸人が名義貸しによりあつせん業者に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的に加担したという場合に限りて名義貸人の抗弁の主張が信義則違反として制

(3) 判時1495号104頁〔匿名コメント〕。

(4) なお、名義貸しの事例ではないが、抗弁対抗の主張の信義則違反につき制限的に捉えるものとして、大阪高判平成16年4月19日消法60号137頁がある。

限されるものとして整理される⁽⁵⁾。これらの裁判例において本判決の関係で重要なのは、いかなる考慮要素をもって名義貸人の信義則違反該当性を否定するかという点である。この点に関して、裁判例には、おおむね⑦名義貸人と販売業者間の内部関係に関するもの⁽⁶⁾、④あっせん業者側の事情に関するもの⁽⁷⁾が考慮要素として抽出でき、さらにこれらからは次のことが導かれる。名義貸人の信義則違反性については、様々な要素を総合的に考慮して結論付けられているが、その詳細を見れば、名義貸人と販売業者間の内部関係に係るものが大きな地位を占めている。その一方で、あっせん業者側の事情をも考慮する裁判例も見受けられるものの、その説示におけるその要素は、名義貸人の背信性を評価するというよりも、あっせん業者に販売業者のリスクを負わせることの正当化根拠として作用するものとして位置づける方が適切であるように思われる。

(2) 取消制度に関する前提事項

本判決の検討との関係上、制度趣旨および制度構造の2つの観点から取消制度につき簡単に言及する。

(a) 制度趣旨

取消制度の趣旨は、同制度の立案担当者の見解⁽⁸⁾によれば、従前の判例を前提とした帰結の不合理性や割賦法上の購入者保護の不十分さ⁽⁹⁾を補うために、あっせん業に対する既払金返還請求を実現して購入者保護を徹底することにあるとされる。そのためか同制度に係る多くの議論は既払金返還の問題に集中し、名義貸しとの関係で論じるものは本件に係る一連の判決が下される以前には見られず、同制度があっせん業者の既払金返還義務が問題とならない名義貸し事案に適用されるのかは、明らかではなかった。

-
- (5) 後藤卷則ほか『条解 消費者三法』（弘文堂、2015年）1501頁以下。
 - (6) 販売業者の詐欺的言動に着目して評価を下す裁判例（⑤⑥）や、販売業者の言動を問題とはせずに、単に名義貸人の関与が積極的なものであったか否か（積極的行為の有無）をみる裁判例（⑦⑧）が挙げられる。
 - (7) あっせん業者の購入者に対する電話確認が不十分であること（⑤）、書類の不備記載（⑧）といったあっせん業者の落ち度に着目する。
 - (8) 割賦法35条3の13の取消制度の立案担当者の見解は、経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成20年版 割賦販売法の解説』（日本クレジット協会、2009年）221頁以下（以下、同書を「経産省解説」という）。
 - (9) これらの詳細は、経産省解説・前掲（8）221頁以下、さらに本判決の先行評釈の多くで触れられているため、本評釈では省略する。

(b) 制度構造

取消制度は、販売業者の行為の結果を無過失的にあっせん業者に帰せしめる構造にある。つまり取消権の行使には、販売業者による不実告知があり、これに対する購入者の誤認および因果関係が存在すれば足り、あっせん業者の不実告知の認識またはその認識可能性は問われない。こうした同制度の構造は、報償責任主義⁽¹⁰⁾や、あっせん業者は販売業者の不当勧誘行為の有無を調査する機会を有するといった点などを根拠に正当化される⁽¹¹⁾。いずれも、個別信用購入あっせんの取引上の仕組みに着眼するものであり、それに由来するリスクはあっせん業者が引き受けることが望ましいといった考慮が窺える。裏を返せば、(特商法5類型の取引形態に係る)個別信用購入あっせんにおいて販売業者の不実告知により立替払契約を締結した者は、上記のような考慮の下に保護されるに相応しい者として理解されているといえよう。では、こうした制度構造にある取消制度において、名義貸人が当然に保護に値する者であると断言することはできるか。立案担当者の見解を確認すれば、同制度下で保護対象として想定されていたのは、販売業者の違法行為により実際に販売契約ならびに立替払契約を締結してしまった「購入者」であって、名義貸し事案のような架空の諸契約における「購入者」でもなければ、本件名義貸人のように名義貸し行為を承知した上で架空の諸契約を締結した「購入者」でもない。そのため、名義貸人が同制度の保護対象に当然に含まれていると理解することはできない。しかし、名義貸しが行われる背景には様々な事情が存在する⁽¹²⁾。こうした名義貸人側の事情は、同制度の構造において、まったく考慮され得ないのだろうか。

3. 本判決の検討

前記前提と本判決との関係で問題となることを整理すれば、次のとおりになる。第一に、取消制度が名義貸し事案へ適用されるかという問題であり、第二に、第一の問題を前提にした上で、本号が名義貸人にも適用されるかという問題である。そして第二の問題では、仮に名義貸人にも本号が適用され得ると解した上で、名義貸人が同制度の保護に値する者であることをどう裏付けるのかが重要

(10) 経産省解説・前掲注(8) 224頁。もっとも、同制度が報償責任主義を採用するのかについて疑問を呈する見解もある(栗原・前掲注(1) 99頁)。

(11) 経産省解説・前掲注(8) 224頁、丸山・前掲注(1) 41頁。

(12) これを指摘するものとして、大森・前掲注(1) 81頁。

となる。

(1) 名義貸人への本号の適用可能性：法廷意見と反対意見の対立

本判決では、本号ないし取消制度の適用対象に名義貸人が含まれるかという問題に対して、法廷意見と反対意見が対立している。両者の分岐⁽¹³⁾となるのは、①取消制度の捉え方（制度趣旨）と②名義貸人の捉え方にあるといえる。

①について、反対意見は同制度を立案における議論と同様に、あっせん業者の既払金返還義務を実現するためのものと理解する⁽¹⁴⁾が、法廷意見は単に不実告知などといった販売業者の違法行為によって形成された意思に基づいて成立された契約を「取り消す」ことを新たに認めた制度であると理解する。すなわち、法廷意見は、立替払契約の取消しの効果としての（不当利得に基づく）あっせん業者の既払金返還義務までも同制度の趣旨として捉えておらず、既払金が問題とならない名義貸し事案に対する本号の適用可能性を肯定する方向性を示す⁽¹⁵⁾。

②について、反対意見は、名義貸人が割取法上において保護されるための前提を欠く者であるとして、本号適用に否定的な見解を示す⁽¹⁶⁾。それに対して法廷意見は、名義貸人を不正行為の当事者であると認識しつつも、名義貸しに至った経過によっては「販売業者に利用されたとも評価し得る」ため、名義貸人であっても保護が認められることは「本号の趣旨に反するものではない」とする。そして、名義貸人が「販売業者に利用されたとも評価し得る」か否かは、後述する3事項に対する販売業者の不実告知の有無、そしてそれらに対する名義貸人の誤認等の有無をもって判断されることになる。このように、名義貸人であることから

(13) この点につき、千葉・前掲注(1) 42頁、小林・前掲注(1) 13頁以下が詳しい。

(14) 反対意見は、同制度は「既払金の返還を可能とするために新たに……設けられたものと理解される（傍点は筆者）」と述べる。このように、反対意見は、取消制度があっせん業者の既払金返還義務を導くための手段（法的構成）として捉え、その上で既払金返還義務を実現化させることで購入者保護を図る趣旨の制度であると解しているといえる。

(15) そのため、法廷意見における取消制度（ないし本号）の「購入者保護を徹底させる趣旨」とは、具体的には、販売業者の行為によって形成された瑕疵ある意思表示に基づき契約締結に至った者を、取消しによって契約関係から解放させることで保護することを意味すると考えられる。

(16) 反対意見は、本件の名義貸人について、立替払契約が締結できない者のために名義を貸すことは、「あっせん業者との関係で明らかに不正な行為」であると理解するため、名義貸しの動機や販売業者との関係性などを問題とすることなく、名義貸人の保護を原則的に否定する。

直ちに割賦販売法上の保護を否定するのではなく、名義貸人が名義貸し行為に関与した「動機」や「経過」をヨリ具体的に勘案して判断するという判断構造は、既述した名義貸人の抗弁の主張に対する信義則違反を制限的に捉える下級審裁判例の立場と類似する。

ところで、ここで注目されるのが、法廷意見は本号適用の問題の文脈の中で、名義貸人の本号適用の妥当性をも論じていると評価できることである。すなわち名義貸しに至った「動機」などから名義貸人の態様等を評価し、その保護の可否を決するといった審理過程は、従来は主に信義則の中で行われていた。この点は、本判決の一審が【本号適用の肯定→信義則による権利行使の可否（名義貸人の具体的評価）→結論】という判断構造にあったことや、下級審裁判例でも割賦販売法上の規定とは別に一般法による信義則の判断が多く要されていたことからすれば、明らかであろう。そして、このような認識に立つとき、後述の3事項は、従来、信義則の判断対象となっていた事柄（名義貸人の背信性）を問うものであると位置づけることができる。以下、この理解を前提に法廷意見の提示した本号の「重要事項」に該当する事項につき検討する。

(2) 重要事項の内容：背信性の評価

法廷意見は、本号が規定する重要事項に該当するものとして、①契約締結を必要とする事情、②契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、③契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無を例示する（以下、まとめて「3事項」という）。

まず、本件あてはめ部分に照らして3事項の具体的内容を把握すれば、①は名義貸しの目的、②③は立替金（未払金）支払の認識に係る事項であるといえる。さらに、3事項を本号のその他の要件（特に誤認要件）と併せて考察すれば、それらを介して法廷意見が明らかにしようとする具体的内容は次のように整理することができる。①は、名義貸しの実際の目的が販売業者の資金調達であることの名義貸人の認識を問題としていると考えられる。仮にこの①事項（本件あてはめでは「人助けのためのもの」であること等）に誤認がなかった（資金調達であることを認識していた）とすれば、名義貸人は販売業者の「協力者」としての位置づけがされ易くなる。②は、実際に名義貸人が未払金支払債務を履行することはないことの認識（他に未払金支払債務を負い、かつ、その資力を備えた者が実際に存在することから名義貸人は未払金支払債務を負うことはないであろうとの認識⁽¹⁷⁾）、そして、③は、名義貸人が未払金

支払債務を履行せずとも、他に未払金支払義務を負う者が実際に存在することから、結果的にあっせん業者には何らの損害は生じないと認識を問題としていると考えられる。仮に、②および③事項（本件あてはめでは、高齢者等との売買契約等が存在すること、販売業者の支払の意思および能力があること）に誤認がなかった（例えば、高齢者等は存在せず、販売業者が逼迫していたことを認識しており、あっせん業者の損失可能性を認識していた）とすれば、名義貸人はあっせん業者に対する「加害者」としての位置づけがされ易くなろう。以上から、①は名義貸人と販売業者との協力関係性を⁽¹⁸⁾、②および③は名義貸人のあっせん業者に対する加害性を測る事項としての位置づけが可能となる。そして、これらはいずれも、名義貸人が名義貸しという行為に積極的に加担していたか否か⁽¹⁹⁾、すなわち背信性の有無という評価へと繋がり、名義貸人が「販売業者に利用されたとも評価し得る」者か否かが評価され、本号適用の可否が決せられることとなる。

4. 本判決の射程

本判決は事例判決でありその射程は限定されるが、本判決の提示した法理自体は名義貸し事案一般に妥当する可能性を有していると評価できる。

本件の名義貸しは、①販売業者の依頼に基づき、②訪問販売の取引形態によって行われ、また、③不実告知の内容として、㉞「人助け」のための契約締結である旨⁽²⁰⁾、④支払不要である旨があった。本評釈では③に着目して本判決の射程

(17) ②の捉え方には、本文記載のほか、（他に未払金支払義務を負う者が実際に存在するか否かは問題とせず）単に名義貸人自身に支払負担がかからないこと、という捉え方もありうる。しかし、法廷意見があてはめ部分で高齢者等が実在することを「告げた上で」、支払負担がかからないことを告知されたことを事実として問題としていること、さらには本件Yらの上告理由から、本文のような捉え方が適切ではないかと考えられる。また、法廷意見が名義貸人の背信性をも問題としていると考えられることから、②を単に支払負担のかからないことと解することには疑問の余地があるのではないか（この点につき、本評釈と理解はやや異なるが、小林・前掲注（1）15-16頁が参考となる）。

(18) 大森・前掲注（1）81頁は、①の事項につき、名義貸人が名義貸しに関与することの心理的抵抗を弱める要素として位置づける。

(19) 名義貸人の加担性について触れるものとして、丸山・前掲注（1）41頁、後藤・前掲注（1）165頁。

(20) 大森・前掲注（1）80頁以下も、この点を本件の特徴として挙げる。この点は、同81頁の既述からも窺えるように、従前の議論のように支払を不要とする旨の説明のみが名義貸しに至る動機として取り上げられたわけではないことに注目されたためと思われる（この点は、新堂・前掲注（1）68頁も同じであろう）。

を考察してみたい。

本号の「重要事項」に該当する不実告知の内容について、本判決の挙げる3事項は（本件事案を念頭に置く）例示であるため、本件とは異なる内容の不実告知があった場合でも本判決と同様の説示内容は及び得る。問題はいかなる事項につき不実告知があれば本判決同様の射程が及ぶのかであるが、この点につき、取消制度の構造に注目したい。既述のとおり、同制度は販売業者による行為の結果をあっせん業者に無過失的に負わせる構造にあり、こうした同制度の構造の理解は、法廷意見においても共有されていることが窺える。そのため、制度構造と名義貸し事案に存在する様々な諸問題のバランスを図った上で結論を下すために、名義貸人側のあっせん業者に対する強度の背信性の有無が判断されなければならないことが導かれる⁽²¹⁾。そして、名義貸し事案における名義貸人の強度の背信性とは、あっせん業者に名義貸し行為を介して損害を与えることであると考えられ、名義貸人が、名義貸しに際して、あっせん業者への何らかの加害性（損害発生可能性等）を有していた場合には、「本号適用の前提を欠く」として同制度による名義貸人の保護を図ることは認められないとの帰結が考えられる。このような理解に立つとき、法廷意見が例示した③は本号適用の可否のためのより重要な事項として位置づけられ、仮に③に該当するような不実告知を欠く場合または③に該当する不実告知があっても誤認は無かった場合には、本号の適用は困難となるものと思われる。あくまで本判決の法廷意見の3事項は例示であるため、必ずしも③のような内容の不実告知が本号適用のために求められてくるとはいえない。しかし、上記のとおり、名義貸人のあっせん業者に対する加害性を測るための事項は、取消制度の構造の観点から名義貸人の本号適用の可否を勘案する上で必要不可欠なものであらうと考えられる。本判決は事例判決ではあるものの、このような理解に立つとき、今後の取消制度と名義貸し事案の解決のための一つの基準が見出されることにならう。

（湯本あゆみ）

(21) 本評釈は、滝沢・前掲注(1)同様に、本判決は、名義貸しに対する承諾があったときには原則として名義貸人が責任を負うべきとし、例外的に販売業者に利用されたと評価できるときには取消を認めたものであると理解する。